

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 3 月 9 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（別記の都道府県）

3 要求事項

賃金に関する事項

令和 6 年 2 月 29 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	千葉県
東京都	新潟県	富山県
石川県	福井県	長野県
静岡県	愛知県	大阪府
兵庫県	和歌山県	鳥取県

島	根	県	岡	山	県	広	島	県
山	口	県	徳	島	県	香	川	県
愛	媛	県	高	知	県	福	岡	県
佐	賀	県	長	崎	県	熊	本	県
大	分	県	宮	崎	県	鹿	児	島
沖	縄	県						県